

## 国立国語研究所特定有期雇用職員規程

平成27年 3月25日

国語研規程第75号

改正 令和 4年 6月 7日

### (趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構特定有期雇用職員規程第5条及び第9条に基づき、国立国語研究所における特定有期雇用職員の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (契約期間)

第2条 特定有期雇用職員の契約期間は、一事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)の範囲内とし、当該事業の期間を限度として、5年を超えない範囲で、これを更新できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、人間文化研究機構特定有期雇用職員規程第3条第1号に定める特任研究員については、所長が特に必要と認めた場合、当該契約期間が通算10年を超えない範囲で更新できるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、人間文化研究機構特定有期雇用職員規程第3条第2号に定める特任専門職員のうち、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号、旧名称「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」)第15条の2第1項に該当すると認められる者については、所長が特に必要と認めた場合、機構長との事前協議の上、当該契約期間が通算10年を超えない範囲で更新できるものとする。

### (その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、特定有期雇用職員の取扱いに関し必要な事項は、所長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和4年6月7日から施行する。